

栃 木 県 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

令和 7 (2025) 年 6 月 13 日 (金)、栃木県教育委員会定例会を栃木県庁南別館内教育委員室に招集した。

1 出席者（教育長及び委員）は次のとおりである。

1 番（教育長）	中 村	千 浩
2 番	鈴 木	純 美 子
3 番	永 島	朋 子
4 番	松 金	公 正
5 番	尾 崎	宗 範
6 番	板 橋	信 行

2 議事に参与した職員は次のとおりである。

教 育 次 長	武 藤	慶 人
教 育 次 長	大 高	栄 男
総合教育センター所長	高 野	和 泰
教 育 政 策 課 長	長 野	辰 男
施 設 課 長	石 川	真 也
学 校 安 全 課 長	郡 山	洋 孝
義 務 教 育 課 長	安 藤	育 夫
高 校 教 育 課 長	河 上	恵 太
特 別 支 援 教 育 課 長	玉 田	敦 子
生 涯 学 習 課 長	上 崎	桂 子
健 康 体 育 課 長	熊 木	則 裕
教 育 D X 推 進 室 長	高 橋	伸 輔
高 校 再 編 推 進 班 長	植 竹	暁
人 権 教 育 室 長	土 方	勝
福 利 室 長	篠 崎	邦 夫

3 午前10時30分、教育長及び委員 5 名が出席しており、委員会は成立したので、教育長は定例会を開催する旨を告げた。

4 教育長は、本日の会議録署名委員に 3 番永島委員を指名した。

5 教育長は、本日の議案等のうち第 1 号議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第 7 項の規定に基づき、会議を非公開で行いたい旨を諮ったところ、全出席者の賛成により非公開とすることに決定した。

6 報 告

(1) 次期栃木県教育振興基本計画骨子について

教育長から説明を求められ、教育政策課長が説明した。

この報告に関して、出席者から質問や意見はなかった。

(2) 令和 8 (2026) 年度栃木県公立学校新規採用教員選考試験の応募状況について

教育長から説明を求められ、高校教育課長が説明した。

この報告に関して、出席者からは次のとおり質問や意見等があった。

〔委員〕

- ・ 今年度の大学3年生を対象とした特別選考の応募者数は424名とのことであるが、昨年度の特別選考に合格した方は、今年度の教員採用試験応募者数の1,757名に含まれているのか。

〔事務局〕

- ・ 1,757名に含まれている。

〔委員〕

- ・ と言うことは、今年度の特別選考応募者数は昨年度よりも増えていることから、来年度の教員採用試験においては増加要素となるのか。

〔事務局〕

- ・ 大学4年生や大学院生といった新卒の応募者数は、売り手市場である状況にも関わらず大幅に減少しておらず、前年度比ほぼ横ばいと捉えており、また、大学3年生も微増と考えると、教員になりたいと考えている層は、しっかりと応募している状況であると考えている。

〔教育長〕

- ・ 応募者数の推移を見ると少しずつ減少しているが、分析等はしているか。

〔事務局〕

- ・ 新卒の応募者数が横ばいの中、既卒者が講師等経験者特別選考等に合格しているため、応募者数全体が減少しているように見える。
- ・ 採用試験等については、引き続き、大学等への働きかけに加えて、高校生対象の説明会も実施するなど、取組を進めて参りたい。

(3) 令和7(2025)年度6月補正予算案について

教育長から説明を求められ、高校教育課長が説明した。
この報告に関して、出席者から質問や意見はなかった。

(4) 令和8(2026)年度県立高等学校入学者選抜について

教育長から説明を求められ、高校教育課長が説明した。
この報告に関して、出席者から質問や意見はなかった。

(5) 令和9(2027)年度県立高等学校入学者選抜（選抜の方針、制度要綱、関係諸日程）について

(6) 令和9(2027)年度県立特別支援学校入学者選抜（制度要綱、関係諸日程）について

教育長から説明を求められ、高校教育課長及び特別支援教育課長が説明した。
この報告に関して、出席者からは次のとおり質問や意見等があった。

〔委員〕

- ・ 報告5のp.3(2)特色選抜イの「募集定員の50パーセントを上限とし」とあるが、これは50パーセントも含むのか念のため確認したい。

〔事務局〕

- ・ 上限であるため、50パーセントも含まれる。

〔教育長〕

- ・ 学校が柔軟にパーセンテージを設定できるということか。

〔事務局〕

- ・ 学校が特色を打ち出したい場合には、この設定割合を増やすことができるということ。

〔委員〕

- ・ 一般的に、特色選抜の割合を増やしてくという傾向なのか。

〔事務局〕

- ・ 各学校が特色を打ち出しているため、特色選抜に出願してほしいと考えている学校は20パーセントから30パーセント程度に設定している学校が多い。
- ・ 特に、産業系の学科は入学志願者の強い気持ちを面接等で確認しているため、特色選抜の割合が高い学校が多い。

〔委員〕

- ・ 特色選抜の割合について学校側の自由度を持たせたということであるが、期待される効果はどのようなことがあるか。

〔事務局〕

- ・ 特色選抜は、志願者が学校の求める生徒像等に照らして、自分は合致していると考え出願するものである。特色選抜の割合の自由度を持たせることで、探究的・教科横断的な学びや学科連携等の特色を高めていきたい学校側も、そうした志願者により多く出願してもらいたいという思いを表すことができるといった効果が期待される。

〔委員〕

- ・ 特色選抜の割合は高等学校長が判断することだが、校長は人事異動がある。学校の特色は継続性が必要であるが、各学校の生かしたい特色を誰が作って、特色がどのように生きるような学校にしていくかというのは具体的にどのようなになるのか。

〔事務局〕

- ・ 特色選抜の割合というのは校長の考えだけではなく、そこで学ぶ生徒たちを第一に考えて作られていくため、校長が変わる度に割合も変わるということは考えにくい。また、学校の特色を作っていくのは誰かということについては、学校の中心は生徒達であるため、生徒達の頑張りが学校を特色付けていくし、生徒達の頑張りを引き出すために、教員がどういった教育課程を作っていくかというところが、学校の特色の大きな要因だと考える。

〔教育長〕

- ・ スクールポリシー等もあり、校長の判断のみで変わるというものではない。学校内で十分に議論され、特色選抜の割合等も決定されていくため、学校としてどのような方向性を示すかということが重要である。

〔委 員〕

- ・ と言うことは、特色は学ぶ生徒たちによって自然に形成されていくものであり、意図的に決めていくものではないということか。

〔事務局〕

- ・ 学校が求める生徒像やアドミッションポリシーといったベースとなる学校の特徴については、学校側が作っている。生徒達は、自分の頑張り、未来像を踏まえて選択していくこととなる。教育委員会としては、学校の求める生徒像等について支援等をしながら考えていくこととしている。

〔委 員〕

- ・ これまでの質疑の確認になるが、全ての学校でスクールポリシーが設定され、3 P（グラデュエーションポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）が考えられており、それらを踏まえながら定員割合等も勘案されていくという理解でよろしいか。

〔事務局〕

- ・ おっしゃるとおり、スクールポリシーは学校が設定するもの。学校内で議論を重ねて完成したものとなっており、それらがベースとなって決定されていくものとなっている。

〔教育長〕

- ・ 大きな変更になるため、周知等の徹底をお願いしたい。

7 教育長は、審議に移る旨を告げた。

8 教育長は、第1号議案については、先の決定のとおり、会議を非公開で審議する旨を告げた。

9 第1号議案 栃木県産業教育審議会の委員の任命について
第1号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

10 教育長は、以上で本日の会議を終了することを告げ、午前11時20分、閉会した。